

総務省行政相談センター
まぐみみ埼玉

令和元年台風19号による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和元年台風19号による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
関東管区行政評価局では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- **電話**による相談受付：平日 8：30～17：30
上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

- **来所**による相談受付：平日 8：30～17：30

住所：さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館19階
関東管区行政評価局 まぐみみ埼玉

- **インターネット**による相談受付
URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



- **FAX**による相談受付
048-600-2336

まぐみみ埼玉



総務省行政相談センター

総務省 関東管区行政評価局

〒330-9717

さいたま市中央区新都心1-1

さいたま新都心合同庁舎1号館19階

電話：048-600-2313

FAX：048-600-2336

ご注意

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和元年10月18日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については、随時、追加・変更してまいります。

最新の情報は、関東管区行政評価局ホームページ(下記URL参照)の「【特設情報】〈令和元年台風19号による災害に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の台風19号による災害においては、埼玉県内の以下の市町村が適用を受けています。

【災害救助法適用市町村（21市18町1村）】

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 7)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 8)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 8)



お金のこと

- 5 災害弔慰金等の支給 (P. 10)
- 6 災害援護資金の貸付 (P. 10)
- 7 生活福祉資金の貸付 (P. 10)
- 8 住宅の建設、補修等の融資 (P. 11)



役所の手続のこと

- 9 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 12)
- 10 登記済証 (権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 13)
- 11 運転免許証を紛失した場合 (P. 13)
- 12 自動車に被害を受けた場合 (P. 14)



役所の手続のこと

- 13 国税の特別措置 (P. 14)
- 14 県税の特別措置 (P. 15)
- 15 市町村税の特別措置 (P. 16)
- 16 公共料金の減免措置等 (P. 16)



民間の手続のこと

- 17 金融機関等との取引に関する相談 (P. 18)
- 18 法律相談等の窓口 (P. 18)



事業者の方へ

- 19 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 19)
- 20 農林漁業者を対象とした相談窓口 (P. 20)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町村等の「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです。

| 地域別 | 市町村名 | 問い合わせ先 | | | | |
|-------|-------|---|-----|---|---------------------------------|--|
| さいたま市 | さいたま市 | 各区役所総務課 西 区 048-622-1111 (代表) 北 区 048-653-1111 (代表) 大宮区 048-657-0111 (代表) 見沼区 048-687-1111 (代表) 中央区 048-856-1111 (代表) 桜 区 048-858-1111 (代表) 浦和区 048-825-1111 (代表) 南 区 048-838-1111 (代表) 緑 区 048-874-1111 (代表) 岩槻区 048-790-0111 (代表) | | | | |
| | | 南部地域 | 川口市 | 市民課 048-258-1110 (代表) 芝 支 所 048-265-1166 新郷支所 048-281-0142 神根支所 048-281-0931 安行支所 048-295-1801 戸塚支所 048-295-1807 鳩ヶ谷支所 048-280-1200 | | |
| | | | | 蕨市 | 市民課 048-433-7751 | |
| | | | | 戸田市 | 危機管理防災課 048-441-1800 内線 311・451 | |
| | | | | 南西部地域 | 朝霞市 | 課税課 固定資産税係 048-463-1111 内線 2132・2133・2134・2135 |
| | | | | | 志木市 | 防災危機管理課 048-473-1111 内線 2326(防災・国民保護) |
| | | | | | 和光市 | 危機管理室 防災担当 048-424-9097 |

| 地域別 | 市町村名 | 問い合わせ先 |
|--------|-------|--|
| | 新座市 | 危機管理課 危機管理係 048-477-2502 |
| | 富士見市 | 安心安全課 049-251-2711 内線 445 |
| | ふじみ野市 | 市民課 市民係 049-262-9018 |
| | 三芳町 | 三芳町役場 049-258-0019 (代表) |
| 東部地域 | 春日部市 | 防災対策課 防災対策担当 048-736-1111 内線 2342 |
| | 草加市 | 市民税課 048-922-1042 |
| | 越谷市 | 危機管理課 048-963-9285 |
| | 八潮市 | 八潮市役所 048-996-2111 (代表) |
| | 三郷市 | 危機管理防災課 危機管理防災係 048-952-1294 |
| | 吉川市 | 危機管理課 危機管理担当 048-982-9471 |
| | 松伏町 | 税務課 資産税担当 048-991-1831 |
| 県央地域 | 鴻巣市 | 税務課 家屋担当 048-541-1321 |
| | 上尾市 | 資産税課 048-775-5134 |
| | 桶川市 | 安心安全課 消防・防災係 048-788-4926 |
| | 北本市 | 税務課 固定資産税係 048-594-5519 |
| | 伊奈町 | 生活安全課 危機管理担当 048-721-2111 内線 2281・2282 |
| 川越比企地域 | 川越市 | 福祉推進課 049-224-5769 |
| | 東松山市 | 課税課 0493-21-1444 |
| | 坂戸市 | 課税課 土地担当 049-283-1331 内線 265 |
| | 鶴ヶ島市 | 安心安全推進課 049-271-1111 (代表) |
| | 毛呂山町 | 税務課 049-295-2112 (代表) |
| | 越生町 | 総務課 自治振興担当 049-292-3121 |
| | 滑川町 | 税務課 資産税担当 0493-56-4410 |
| | 嵐山町 | 税務課 課税担当 0493-62-2153 |
| | 小川町 | 防災地域支援課 0493-72-1221 内線 351・352 |
| | 川島町 | 税務課 049-299-1757 |
| | 吉見町 | 吉見町役場 0493-54-1511 (代表) |
| | 鳩山町 | 総務課 秘書・総務担当 049-296-1214 |
| | ときがわ町 | 税務課 0493-65-1521 |
| | 東秩父村 | 税務課 0493-82-1224 |
| 西部地域 | 所沢市 | 資産税課 04-2998-9068 |
| | 飯能市 | 資産税課 042-973-2113 |
| | 狭山市 | 危機管理課 04-2953-1111 (代表) |
| | 入間市 | 危機管理課 04-2964-1111 (代表) |
| | 日高市 | 危機管理課 防災防犯・消防担当 042-989-2111 (代表) |

| 地域別 | 市町村名 | 問い合わせ先 |
|------|------|---------------------------------------|
| 利根地域 | 行田市 | 税務課 048-556-1111 (代表) |
| | 加須市 | 危機管理防災課 0480-62-1111 (代表) |
| | 羽生市 | 地域振興課 048-561-1121 |
| | 久喜市 | 社会福祉課 0480-22-1111 内線 3236 |
| | 蓮田市 | 市民課 市民担当 048-768-3111 内線 118 |
| | 幸手市 | 危機管理防災課 0480-43-1111 内線 582 |
| | 白岡市 | 税務課 資産税担当 0480-92-1111 内線 121・122・123 |
| | 宮代町 | 町民生活課 0480-34-1111 (代表) |
| | 杉戸町 | くらし安全課 消防・防災担当 0480-33-1111 (代表) |
| 北部地域 | 熊谷市 | 資産税課 048-524-1111 内線 250・252 |
| | 本庄市 | 危機管理課 危機管理係 0495-25-1184 |
| | 深谷市 | 資産税課 048-574-6638 |
| | 美里町 | 美里町役場 0495-76-1111 (代表) |
| | 神川町 | 神川町役場 0495-77-2111 (代表) |
| | 上里町 | 上里町役場 0495-35-1221 (代表) |
| | 寄居町 | 寄居町役場 048-581-2121 (代表) |
| 秩父地域 | 秩父市 | 市民課 0494-22-5348 |
| | 横瀬町 | 総務課 自治交流グループ 0494-25-0111 (代表) |
| | 皆野町 | 皆野町役場 0494-62-1230 (代表) |
| | 長瀬町 | 税務課 資産税担当 0494-66-3111 内線 113 |
| | 小鹿野町 | 総務課 0494-75-1221 (代表) |

【農林水産業関係の「り災証明」】

◆ 農林水産関係の「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです(住宅等担当以外の窓口である場合を列記しています。)

ときがわ町：産業観光課農林担当 (0493-65-1521)

2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。
詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

(10月18日現在)

| 県、市等 | 支援内容 | 対象 | 問合せ先等 |
|-------|----------------------|---|---|
| 埼玉県 | 県営住宅の無償提供 ※最長6か月間 | 台風19号により自宅が大きな被害を受け、り災証明書の提出が可能な方 ※今後、り災証明書の発行を受けられる見込みの方も対象となります。 | (1)川越市民の方で、川越市内の県営住宅を希望する場合 川越市役所建築住宅課 TEL 049-224-6049 (2)東松山市民の方で、東松山市内の県営住宅を希望する場合 東松山市役所住宅建築課 TEL 0493-21-1424 (3)その他の市町村にお住まいの方 埼玉県都市整備部住宅課 TEL 048-830-5564 |
| さいたま市 | 市営住宅への緊急仮入居 | 災害によって住宅が被害を受け、緊急避難が必要となる場合で、住宅に困窮している場合 ※提供できる住宅・戸数には限りがあります | 埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課 TEL 048-829-2878 Fax 048-825-1822 市役所住宅政策課 住宅整備係 TEL 048-829-1521 Fax 048-829-1982 |
| 行田市 | 市営住宅への一時入居 | 災害等により住居を失い住宅に困窮した方 | 営繕課住宅管理担当 TEL 048-550-1554 Fax 048-556-5388 |
| 春日部市 | 公募によらない市営住宅の空家への入居 | 住家を失った場合 | 建築課 TEL 048-736-1111 内線:3617 |

【民間賃貸住宅の借り上げ(みなし仮設住宅)】

- ◆ 住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、民間住宅を借り上げて無償で提供するものです。
- ◆ 詳しくは被災時にお住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 一世帯当たり59万5千円が限度額です。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。
 - ① 台風により「半壊」の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方又は「大規模半壊」の住家被害を受けた方
 - ・ 「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
 - ③ 応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいのダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、0570-016-100（IP電話からの場合は、03-3556-5147）（平日10時から17時まで対応）にお問い合わせください。

〈注意！〉 点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意ください！

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。

不審な勧誘や電話を受けた場合、「火災保険の申請を代理します」「公的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、下記の番

号までご相談ください。

- 消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）
- 住まいるダイヤル：0570-016-100



お金のこと

5 災害弔慰金等の支給

- ◆ 今回の災害によりお亡くなりになられた方の遺族に対して災害弔慰金が、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。
詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

6 災害援護資金の貸付

- ◆ 台風により、世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

7 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の

補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。

- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

8 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金を融資しています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - ・ 住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル：0120-086-353
(通話料無料、受付時間：9時～17時(祝日、年末年始を除く))
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。



役所の手続のこと

9 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構（ねんきんダイヤル：0570-05-1165）にお問い合わせください。
- ◆ 最寄りの年金事務所又は市町村の国民年金担当窓口にお問い合わせすることもできます。

| 名称 | 電話番号 | 管轄区域 |
|----------|--------------|---|
| 浦和年金事務所 | 048-831-1638 | さいたま市桜区・浦和区・南区・緑区、川口市、蕨市、戸田市 |
| 大宮年金事務所 | 048-652-3399 | さいたま市西区・北区・大宮区・見沼区・中央区、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町 |
| 熊谷年金事務所 | 048-522-5012 | 熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市、美里町、神川町、上里町、大里町 |
| 川越年金事務所 | 049-242-2657 | 川越市、東松山市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町 |
| 所沢年金事務所 | 04-2998-0170 | 所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、三芳町 |
| 春日部年金事務所 | 048-737-7112 | 春日部市、さいたま市岩槻区、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町 |
| 越谷年金事務所 | 048-960-1190 | 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市 |
| 秩父年金事務所 | 0494-27-6560 | 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村 |

10 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、さいたま地方法務局にお問い合わせください。

| 名称 | 電話番号 | 管轄区域（不動産登記） |
|-----------|--------------|---------------------------------|
| さいたま地方法務局 | 048-851-1000 | さいたま市、戸田市、蕨市 |
| 川口出張所 | 048-255-4844 | 川口市 |
| 鴻巣出張所 | 048-541-0776 | 鴻巣市、北本市 |
| 上尾出張所 | 048-771-0239 | 上尾市、桶川市、伊奈町 |
| 志木出張所 | 048-476-1230 | 志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市 |
| 川越支局 | 049-243-3824 | 川越市、ふじみ野市、三芳町、川島町 |
| 坂戸出張所 | 049-281-0342 | 坂戸市、鶴ヶ島市、鳩山町、越生町、毛呂山町 |
| 熊谷支局 | 048-524-8805 | 熊谷市、行田市、深谷市、寄居町 |
| 本庄出張所 | 0495-22-3264 | 本庄市、美里町、神川町、上里町 |
| 秩父支局 | 0494-22-0827 | 秩父市、小鹿野町、長瀬町、皆野町、横瀬町 |
| 所沢支局 | 04-2992-2677 | 所沢市、狭山市、入間市 |
| 飯能出張所 | 042-972-2580 | 飯能市、日高市 |
| 東松山支局 | 0493-22-0379 | 東松山市、吉見町、滑川町、小川町、嵐山町、ときがわ町、東秩父村 |
| 越谷支局 | 048-966-1321 | 越谷市、吉川市、松伏町 |
| 春日部出張所 | 048-752-2339 | 春日部市、宮代町、杉戸町 |
| 草加出張所 | 048-936-0354 | 草加市、八潮市、三郷市 |
| 久喜支局 | 0480-21-0215 | 久喜市、加須市、幸手市、羽生市、蓮田市、白岡市 |

11 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。
- ◆ 詳しくは、埼玉県警察運転免許センター（048-543-2001）にお問い合わせください。

1 2 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、被災した自動車の減免、被災により運行できない自動車の課税除外措置等を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、自動車税事務所又はお近くの県税事務所にご相談ください。

埼玉県自動車税事務所 課税第二担当

住所：〒330-0844 埼玉県さいたま市大宮区下町3-8-3

電話：048-658-0227

FAX：048-643-0295

※ 県税事務所の連絡先等につきましては、P. 15「14 県税の特別措置」の表を参照ください。

1 3 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

| 税務署名 | 電話番号 | 管轄区域 |
|--------|--------------|---------------------------------------|
| 上尾税務署 | 048-770-1800 | 鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町 |
| 朝霞税務署 | 048-467-2211 | 朝霞市、志木市、和光市、新座市 |
| 浦和税務署 | 048-600-5400 | さいたま市中央区・桜区・浦和区・南区・緑区 |
| 大宮税務署 | 048-641-4945 | さいたま市西区・北区・大宮区・見沼区 |
| 春日部税務署 | 048-733-2111 | さいたま市岩槻区、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町 |

| 税務署名 | 電話番号 | 管轄区域 |
|--------|--------------|--|
| 川口税務署 | 048-252-5141 | 川口市の一部(西川口税務署管轄内の地域を除く。)、草加市 |
| 川越税務署 | 049-235-9411 | 川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町 |
| 行田税務署 | 048-556-2121 | 行田市、加須市、羽生市 |
| 熊谷税務署 | 048-521-2905 | 熊谷市、深谷市、寄居町 |
| 越谷税務署 | 048-965-8111 | 越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町 |
| 秩父税務署 | 0494-22-4433 | 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村 |
| 所沢税務署 | 04-2993-9111 | 所沢市、飯能市、狭山市、入間市 |
| 西川口税務署 | 048-253-4061 | 川口市の一部(荒川町、飯塚1~4丁目、飯原町、伊刈、上青木6丁目(7・8番・17~19番)、川口1~6丁目、小谷場、芝、芝新町、芝中田1・2丁目、芝1~5丁目、芝樋ノ爪1・2丁目、芝園町、芝富士1・2丁目、芝下1~3丁目、芝高木1・2丁目、芝宮根町、芝東町、芝塚原1・2丁目、芝西1・2丁目、仲町、並木元町、並木1~4丁目、西川口1~6丁目、原町、本前川1・2丁目、本前川3丁目(1~33番)、前川町3・4丁目、前川1丁目(1~25番)、前川2~4丁目、前上町(3~14番・22~29番)、緑町、南町1・2丁目、南前川1・2丁目、宮町、柳崎1~5丁目) 蕨市、戸田市 |
| 東松山税務署 | 0493-22-0990 | 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町 |
| 本庄税務署 | 0495-22-2111 | 本庄市、美里町、神川町、上里町 |

1 4 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

| 名称 | 電話番号 | 管轄区域 |
|-----------|--------------|-----------------------------|
| さいたま県税事務所 | 048-822-5131 | さいたま市(岩槻区を除く。) |
| 川口県税事務所 | 048-252-3571 | 川口市、蕨市、戸田市 |
| 上尾県税事務所 | 048-772-7111 | 鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町 |
| 朝霞県税事務所 | 048-463-1671 | 朝霞市、志木市、和光市、新座市 |
| 川越県税事務所 | 049-242-1801 | 川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町 |

| 名称 | 電話番号 | 管轄区域 |
|----------|--------------|---------------------------------------|
| 所沢県税事務所 | 04-2995-2112 | 所沢市、狭山市 |
| 飯能県税事務所 | 042-973-5612 | 飯能市、入間市、日高市、毛呂山町、越生町 |
| 東松山県税事務所 | 0493-23-8946 | 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町 |
| 秩父県税事務所 | 0494-23-2110 | 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村 |
| 本庄県税事務所 | 0495-22-6153 | 本庄市、美里町、神川町、上里町 |
| 熊谷県税事務所 | 048-523-2809 | 熊谷市、深谷市、寄居町 |
| 行田県税事務所 | 048-556-5067 | 行田市、加須市、羽生市 |
| 春日部県税事務所 | 048-737-2110 | さいたま市岩槻区、春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町 |
| 越谷県税事務所 | 048-962-2191 | 草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町 |
| 自動車税事務所 | 048-658-0227 | 県内全域(自動車税、軽自動車税等) |

1 5 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

1 6 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。
- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確

認ください。

- ◆ N H Kでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。

詳しくは、N H K（0570-077-077（9：00～20：00）ご利用になれない場合、050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。



民間の手続のこと

17 金融機関等との取引に関する相談

- ◆ 金融庁は、金融サービス利用者相談室において、台風19号被災者の皆様からの各種金融機関の窓口に関するお問い合わせ、金融機関等との取引に関する相談等を受け付けています。

名 称：令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル

電 話：0120-156811（受付は10時～17時）

※IP電話からの場合は、03-5251-6813

F A X：03-3506-6699

メー ル：saigai@fsa.go.jp

文 書：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館 金融庁 金融サービス利用者相談室

- ※ FAX・メール・文書で受け付けた場合には、相談室より、原則平日10時～17時の間にお電話いたします。

18 法律相談等の窓口

- ◆ 埼玉弁護士会では、台風19号に関する無料相談を開始いたしました。法律の問題に限らず、今回の災害のお困りごとを弁護士に相談できます。

相談窓口：048-710-5666（埼玉弁護士会 無料相談窓口）



事業者の方へ

19 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

| | |
|----------------|--------------|
| さいたま支店（中小企業事業） | 048-643-8320 |
| さいたま支店（国民生活事業） | 048-643-3711 |
| 浦和支店（国民生活事業） | 048-822-7171 |
| 川越支店（国民生活事業） | 049-246-3211 |
| 熊谷支店（国民生活事業） | 048-521-2731 |
| 越谷支店（国民生活事業） | 048-964-5561 |

【埼玉県信用保証協会】 経営支援部 審査課 048-647-4716

【商工組合中央金庫】 さいたま支店 048-822-5151
熊谷支店 048-525-3751

【商工会議所】

| | | | |
|----|--------------|------|--------------|
| 川越 | 049-229-1810 | 川口 | 048-228-2220 |
| 熊谷 | 048-521-4600 | さいたま | 048-838-7700 |
| 秩父 | 0494-22-4411 | 行田 | 048-556-4111 |
| 本庄 | 0495-22-5241 | 深谷 | 048-571-2145 |
| 所沢 | 04-2922-2196 | 飯能 | 042-974-3111 |
| 狭山 | 04-2954-3333 | | |

【埼玉県商工会連合会】 048-641-3617

【埼玉県中小企業団体中央会】 048-641-1315

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 関東本部 03-5470-1620

【関東経済産業局】 産業部 中小企業課 048-600-0321

【中小企業庁】 埼玉県よろず支援拠点

（公益財団法人埼玉県産業振興公社） 0120-973-248

20 農林漁業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の融資や返済についての相談窓口を設置しています。

| |
|-----------------|
| 日本政策金融公庫 さいたま支店 |
|-----------------|

| |
|--------------|
| 048-645-5421 |
|--------------|